

新型コロナウイルス感染症等に関する共済金のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当組合では、新型コロナウイルス感染症等に罹患し自宅療養等された方を入院共済金の特例措置（いわゆる「みなし入院」）として入院共済金のお支払いの対象としてきました。

今般、政府は With コロナに向けた新たな段階への移行の一環として、新型コロナウイルス感染症に係る感染者の発生届けの範囲を見直し、重症化リスクの高い者に限定する運用に全国一律に移行する方針を発表しました。これを受け、当組合も政府の方針や社会情勢等を考慮し、入院共済金の特例措置を総合的に検討し、一貫した処理を行うため、改めて以下のとおり取り扱うこととしました。

【入院共済金の特例措置（いわゆる「みなし入院」）の支払対象】

- 1 入院共済金の特例措置（いわゆる「みなし入院」）の対象となる疾病
新型コロナウイルス感染症
- 2 自宅等で療養された方のうち、入院共済金の支払対象者
政府が定める重症化リスクの高い方とします。
 - ① 65 歳以上の方
 - ② 入院を要する方
 - ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
 - ④ 妊婦の方
- 3 見直しの時期
令和 4 年 9 月 2 6 日（9 月 2 6 日以降に診断を受けた方が対象となります。）

【今般の見直しの背景等】

本来、入院共済金をお支払いするための「入院」とは、生命共済事業規約に「医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療又は通院による治療によっては治療の目的を達成することができないため、病院又は診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念すること」と定めています。

令和 2 年 4 月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、入院が必要であるにもかかわらず、病床不足等を理由に入院することができない状況が発生し、宿泊施設や自宅等での療養が行われることになりました。宿泊施設や自宅等での療養は、規約上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、入院共済金の特例措置（いわゆる「みなし入院」）として取り扱ってきました。

また、当組合では従来から営内者等を対象に季節性インフルエンザ等により隊内隔離された場合も入院共済金の特例措置としてお支払いの対象としてきました。

今般、9月26日以降の新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律で重症化リスクの高い方に限定されることが政府から公表されました。当組合も、こうした政府の方針や社会情勢等を考慮し、入院共済金の特例措置の全般について総合的に検討し、一貫した処理を行うため、入院共済金の特例措置の対象範囲を上記のとおり変更することとしました。

なお、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

また、営内者等を対象とした季節性インフルエンザ等の入院共済金の特例措置（隊内隔離を入院共済金の支払対象としたもの）については、令和5年6月30日をもって廃止します。

今後、請求書に添付する証明書類等に関する事項や入院共済金の特例措置に関する取扱いについて新たなお知らせがある場合は、各駐屯地・基地等に所在する地域担当者にご確認いただくか、または当組合ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。